

議案第 4 7 号

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正等について

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を開始すること及び地方公共団体情報システムの標準化移行時期の延期に伴い必要があるからである。

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する等の条例

(東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年東郷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第7条第4項及び前2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「ときは、印鑑登録証」の次に「（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子

証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の廃止)

第 2 条 東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(令和 7 年東郷町条例第 30 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は令和 9 年 1 月 12 日に施行する。

議案の概要

1 改正理由

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を開始すること及び地方公共団体情報システムの標準化移行時期の延期に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について定めること。（第10条の2関係）
- (2) 東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東郷町条例第30号）を廃止すること。
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、条例の廃止以外の規定は、令和9年1月12日から施行する。